

衆議院内閣委員会ニュース

【第201回国会】令和2年3月11日（水）、第3回の委員会が開かれました。

1 東日本大震災9周年に当たり、亡くなられた方々に対し、黙禱をささげました。

2 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第46号）

- ・西村国務大臣から提案理由の説明を聴取しました。
- ・西村国務大臣、稲津厚生労働副大臣、神田内閣府大臣政務官、近藤内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・塩川鉄也君（共産）が討論を行いました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。（賛成－自民、立国社、公明、維新 反対－共産）
- ・井上信治君外4名（自民、立国社、公明、維新）から提出された附帯決議案について、今井雅人君（立国社）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。（賛成－自民、立国社、公明、維新 反対－共産）
（質疑者）長坂康正君（自民）、江田康幸君（公明）、中川正春君（立国社）、後藤祐一君（立国社）、重徳和彦君（立国社）、塩川鉄也君（共産）、浦野靖人君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

長坂康正君（自民）

- （1） 我が国の新型コロナウイルス感染症患者が日々増加している状況についての政府の受止め
- （2） 本法律案の趣旨
- （3） 新型コロナウイルス感染症は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）の新感染症に該当することから法改正は不要との議論があることについての西村国務大臣の見解
- （4） 本法律案の施行後すぐに緊急事態宣言を行う可能性
- （5） 緊急事態宣言が行われた場合の国民生活等への影響についての政府の対応方針

江田康幸君（公明）

- （1） 新型コロナウイルス感染症に現行法を適用できない理由及び法改正で対応することとした経緯等
- （2） 緊急事態宣言を出すに当たり手続きの客観性や公平性を担保する必要性
- （3） イベント開催自粛等に対する損失補償の法的位置付け
- （4） 新型コロナウイルス感染症に対する第二弾の経済対策
 - ア 政府系金融機関による中小・小規模事業者に対する無利子、無担保融資の仕組み
 - イ フリーランスや自営業者への支援の詳細

中川正春君（立国社）

- （1） 感染症法、検疫法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）の役割分担及びすみ分け
- （2） 安倍内閣総理大臣がイベント等の自粛及び小中高校等の休校を要請したことの法的根拠
- （3） 新型コロナウイルス感染症を新感染症ではなく指定感染症に分類したことの妥当性
- （4） 新感染症の定義の見直し又は特措法の適用の見直しの必要性

- (5) 特措法に、同法に基づく措置に係る意思決定に立法府が参画する規定及びいわゆる不服審査に係る規定を追加する必要性

後藤祐一君（立国社）

- (1) 本法律案が成立し、施行された場合、直ちに新型インフルエンザ等対策本部を設置することの確認
- (2) 対策本部、基本的対処方針及び専門家会議について、既存のものが改正後の特措法に基づくものに一元化されることの確認
- (3) 附帯決議案の二の「新型インフルエンザ等緊急事態が発生したと認める判断をするに当たっては、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴取すること」を遵守するかどうかの確認
- (4) 政府対策本部長（内閣総理大臣）は、緊急事態の公示案について、基本的対処方針等諮問委員会に諮問し、その専門的評価に従って緊急事態宣言の決定をすることの確認
- (5) 附帯決議案の三の「緊急事態宣言をするに当たっては、特に緊急の必要がありやむを得ない場合を除き、国会へその旨及び必要な事項について事前に報告すること。同宣言を延長する、区域を変更する、又は解除する場合も同様とすること。」を遵守するかどうかの確認
- (6) 今回の新型コロナウイルスをめぐる現在の状況は、附帯決議案の三の「特に緊急の必要がありやむを得ない場合」に該当しないことの確認
- (7) 国会への事前報告について直前ではなく適切なタイミングで行うことの確認
- (8) 附帯決議案の三の、国会へ事前報告する「必要な事項」の確認
- (9) 緊急事態宣言の終了を事実上国会の議決で行うことを可能とする必要性
- (10) 今回のコロナウイルスに関し緊急事態宣言の期間を最長で半年等として必要があれば延長するようにすべきとの考えに対する西村国務大臣の見解
- (11) 附帯決議案の四において、都道府県知事等が緊急事態措置を実施したときは、その報告を政府対策本部長が取りまとめ、適時国会へ報告することとしているが、この「適時」についての西村国務大臣の理解
- (12) 附帯決議案の十九の「今回の新型コロナウイルス感染症への政府がとった対応について、第三者的立場から、客観的、科学的に検証し、その結果を明らかにすること」を遵守することの確認
- (13) PCR検査実施の拡大の遅れ、ダイヤモンド・プリンセス号における対応等について、それぞれの理由、経緯、法的根拠等について検証する必要性
- (14) 緊急事態措置として強制的な移動制限を行うことの可否及び移動制限を実行する可能性
- (15) 本法律案を提出した立法事実の確認
- (16) 平成24年に特措法が成立した際の内閣法制局における審査において、新感染症の範囲を未知のものに限定していたのかの確認
- (17) (16)の法制局における審査の際の資料について、当委員会への提出の可否
- (18) 附帯決議案の二十の「特措法の適用の対象となる感染症の範囲（当該感染症にかかる法令の規定の解釈により含まれるものの範囲を含む。）について、速やかに検討すること」を遵守することの確認

重徳和彦君（立国社）

- (1) 緊急事態宣言の際に野党が国会への事前報告を強く求めていることについての西村国務大臣の認識
- (2) 新型コロナウイルス感染症への特措法の適用の是非及び今後の経済対策を行うに当たって野党の意見を尊重する必要性
- (3) 日本版CDCの設置を含めた危機管理体制の検討についての政府の認識
- (4) クルーズ船からの乗客を受け入れた上で施設内での院内感染を防いだ「藤田医科大学岡崎医療センター」の取組についての評価

- (5) 強制的な健康観察を行う際の補償の必要性
- (6) 今回の各種自粛要請の影響の大きい業界に対し、補助金等の財政支援を行う必要性
- (7) 支援策の手続ワンストップ化、申請手続簡素化及び審査迅速化の必要性
- (8) 元本返済を猶予する仕組みの必要性
- (9) 所得税・消費税の減税措置の必要性及びその経済効果
- (10) 雇用不安等を理由とした自殺者を出さないという政府の決意及び危機感の有無
- (11) 自治体が行動計画に基づいて適切・迅速に行動できるよう国から情報提供する必要性及びどのような準備をしておくべきかの確認

塩川鉄也君（共産）

- (1) 政府行動計画や基本的対処方針を定める際には、あらかじめ専門家の意見を聴くことを義務付けているにもかかわらず、強い私権制限を伴う緊急事態宣言を行う際には、あらかじめ専門家の意見を聴くことを義務付けていない理由
- (2) 特措法第45条に基づく感染を防止するための協力要請
 - ア 都道府県知事が感染を防止するために外出自粛等の協力要請をする期間、区域及び対象範囲の決め方
 - イ 協力要請の期間、区域及び対象範囲が明確でないと国民生活に大きな影響が生じる懸念
- (3) 特措法第24条第9項に基づく都道府県対策本部長による協力要請
 - ア 公私の団体又は個人に対する協力要請の内容に限定があるかどうかの確認
 - イ 都道府県知事が学校、会社等に限らず幅広く感染対策の要請を行うことの可否
 - ウ 緊急事態宣言の前の段階で、まん延の恐れが高いと認められるときに、都道府県知事が要請する内容の限界
- (4) 平成24年の参議院内閣委員会の附帯決議を受けた新型インフルエンザ等対策に係る不服申立又は訴訟等の救済に関する制度の検討状況

浦野靖人君（維新）

- (1) 都道府県知事が大規模イベントの中止等を要請した場合の補償の必要性
- (2) 選挙期間中のミニ集会の自粛を要請した場合には、選挙の公平性を確保するために選挙期日を延期する必要性